

川越市選挙管理委員会告示第 39 号

公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者は次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

川越市選挙管理委員会委員長 堀 越 孝

登録する者

	(第 1 項該当)	(第 2 項該当)
男	5 人	0 人
女	3 人	0 人
計	8 人	0 人